

【苦情解決について】

苦情解決は、社会福祉法第65条、第82条に基づいた制度です。こどもたちが安心を持って、そして安全に生活できる快適な生活づくりのために、児童や保護者、その他の代弁者からの意見や苦情に適切におうじられるよう、苦情開設の体制を整えております。

意見や苦情は、園内の苦情受付担当者が、面接や電話、書面(各ホーム意見箱)等により、随時受け付けています。その中で、担当者では解決できない場合や、当事者同士が納得できない場合、第三者委員にも連絡・報告し、第三者委員会の中立的、構成的な立場からの助言や、話し合いへの立ち合いの参加棟で、解決に努めます。

【令和4年度 苦情受付】

相談の分類(相談件数)

1. 虐待、体罰、放置 (0件)
2. サービス内容に関する事(0件)
3. 制度、試作、法律等に関わる要望(0件)
4. 一般市民からの相談、問い合わせ(0件)
5. その他(0件)